右及申（通）報候也

別紙

和解書

一、今般白瀬伸銅工場ニ於ケル工場解散ハ左ノ条件ニヨリ解決ス
解決ニ際シテハ和解書二通ヲ作成シ両者之ヲ保持スルコト

解決条件

(一)工場ハ解散ヲ為シ現従業員ヲ解雇スルコト
(二)工場主ハ全従業員ニ対シ解雇手当トシテ一金千十四円六十銭也
（解雇手当日給十五日分及予告手当十五日分計各自一ケ月分宛）ヲ支給スルコト
但シ五百七円三十銭也ハ解決ト同時ニ受領シ残額金五百七円三十銭也ハ九月二十九日ニ支給ス

二、今回ノ解雇者ニ対シ工場再発業ノ場合ハ特ニ優先权ヲ与フルコト

昭和五年九月二十五日

工場主 白瀬矩之助
従業員代表 楳本喬吉
〃 岡田三年
〃 山崎新作
鉄工組合代表 斉藤猛

5. 9. 25
1733

労秘第三二五五号
昭和五年九月二十二日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官 吉田茂殿
各庁府県長官殿（北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡）

合資会社光枝鉄工所労働争議ニ関スル件（第一報発生）

要

(1) 標記工場ニハ事業不振ノ為メ[illegible]収入減ヲ来タシタル為メ
(2) 従業員ハ去十三日要求事項ヲ提出セリ

九、三二一九二